

骨子案文検討票

NO. 10 -

テ - マ 項目		総合的な南海地震対策を進める 行動計画の作成等	
骨子案内容	主語	(行動計画の作成等)	
	知事	1 知事は、この条例に定める内容の実効性を高めるために、県が取り組むべき総合的な対策を計画的に進めるための計画 (以下「行動計画」といいます。)を作成します。	
	一	2 行動計画には、次のことを定めます。 (1)施策の基本的な方向 (2)具体的な取り組み (3)達成すべき目標 (4)その他必要な事項	
	知事	3 知事は、行動計画の作成にあたっては、県民参加の方法により県民からの意見を聴くように努めます。	
	知事	4 知事は、行動計画に基づく対策の実施状況を、毎年、点検し、公表します。また、実施の効果を検証し、必要に応じて、行動計画の見直しを行います。	
解説案	課題	県における南海地震対策の進め方は、当面、県としてできる取り組みを、南海地震対策推進本部 (庁内組織) で話し合いながら、進めている。(その取り組みは、「南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組み」という形で整理) 南海地震条例の内容を実効性のあるものにするとともに、高知県地域防災計画 (一般対策編・震災対策編) に定める基本事項を具体化していくためには、南海地震対策全体を体系化し、計画的に進めていく必要がある。	
	対策	行動計画の作成と見直し	
関連事項	施行日	公布日・その他の日 ()	
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙・県民WS・ <u>検討会意見</u> (シー HNO.40)・過去の地震からの教訓 地域防災計画・地域目標 その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK・修正 他の対策に変更・テ - マからはずす 追加	
備考	地震防災に関する行動計画を作成している都道府県は、岐阜県、愛知県、静岡県、山梨県、宮城県、東京都、徳島県、和歌山県、奈良県、三重県、滋賀県。うち、岐阜県、愛知県、東京都が条例で行動計画を策定することが規定されている。		
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		